◎新潟県告示第1041号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び村上地域振興局において縦覧に供する。

平成24年８月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　区域の名称

瀬波温泉（追加）急傾斜地崩壊危険区域

２　区域の表示

イ　次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から５号までを順次結んだ線及び標柱５号と１号を結んだ線に囲まれた地域

村上市瀬波温泉２丁目

560番	１号及び２号
565番４	３号
564番	４号
558番	５号

ロ　次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から４号までを順次結んだ線及び標柱４号と１号を結んだ線に囲まれた地域

村上市瀬波温泉２丁目

558番	１号及び４号
561番１	２号
562番３	３号